

講義内容

- | | |
|--|---|
| <p>▶ 第1回 民訴・民執・民保の全体構造、裁判所、当事者・訴訟上の代理人</p> <p>▶ 第2回 訴え、訴訟上の請求、訴訟物、訴えの提起</p> <p>▶ 第3回 裁判所と当事者の役割、送達、口頭弁論とその準備、欠席手続</p> <p>▶ 第4回 証拠、訴訟手続の停止</p> <p>▶ 第5回 訴訟の終了、訴訟要件、申立事項と判決事項</p> <p>▶ 第6回 判決の効力、複数請求訴訟</p> <p>▶ 第7回 多数当事者訴訟、上訴</p> <p>▶ 第8回 簡易裁判所の特則、手形訴訟</p> | <p>▶ 第9回 民事執行法の基本構造、債務名義、執行文、民事執行法上の救済手続、執行開始の要件、強制執行の停止</p> <p>▶ 第10回 不動産執行、動産執行</p> <p>▶ 第11回 債権執行、非金銭執行、担保権の実行、執行停止に対する不服申立て</p> <p>▶ 第12回 仮差押え、仮処分</p> <p>▶ 第13回 供託制度の概説、供託の当事者、弁済供託</p> <p>▶ 第14回 供託の申請、払渡請求、執行供託、滞調法</p> <p>▶ 第15回 供託成立後の権利変動</p> <p>▶ 第16回 司法書士法</p> |
|--|---|

徹底的に知識の定着を促す、レジュメを毎回配付! ※レジュメ(復習シート、確認テスト)は受講料に含まれております。別途ご購入の必要はありません。

2011年合格目標 司法書士 弱点克服講座《民訴系編》 第2回

復習シート／民事訴訟法／第2回

2-1-1

訴え物、訴訟上の請求
内容及訴えという3つの
構成について、相互に
関係をもたず述べて下さい。

2-1-2

訴えの趣旨には、どのような
内容があるべきですか。また、それぞれの
訴えの構成について述べて下さい。

2-1-3

訴えの必要の訴訟要件
は何か。また、それぞれの
構成について述べて下さい。

復習シート

復習シートは、授業内容を自分の言葉でまとめるシートで知識の定着を図ることができます。問題の正誤に終始しがちな学習方法から、自分の言葉で書くという方法に切り替えることで、理解度が深まります。

2011年合格目標 司法書士 弱点克服講座《民訴系編》 第2回

確認テスト／民事訴訟法／第1回講義分

東京都新宿区に居住するAは、北海道釧路市内を旅行中、青森市に居住するBの運転する自家用車にはねられて負傷し、100万円の医療費を被った。Aのおおむねの損害賠償請求訴訟に関する以下の設問に答えよ。

- 1 法定の管轄裁判所を列挙せよ。
- 2 札幌地方裁判所は、管轄裁判所となる余地があるか。
- 3 Aが函館地方裁判所に訴えを提起した場合、同裁判所は事件を自庁で審判することができるか。また、函館管轄裁判所に移送することはどうか。
- 4 Aが東京地方裁判所に訴えを提起したとき、東京地方裁判所は東京地方裁判所への移送の決定をしたときは、東京地方裁判所は東京地方裁判所へ移送した。

確認テスト

各回で講義内容の確認テストを行います。一問一答形式、会話形式など様々な問題をご用意。講義進度に合わせ着実に理解できるように工夫されています。